

第9期北方領土隣接地域の振興及び 住民の生活の安定に関する計画

(令和5年(2023年)3月27日 国土交通大臣同意)

北 海 道

目 次

第1章 基本的事項	1
1 計画作成の意義	1
2 計画の性格	2
3 計画の呼称	2
4 計画の期間	2
5 計画の対象区域	2
第2章 北方領土隣接地域の現状と課題	3
1 概況	3
(1) 自然条件	3
(2) 人口等	3
(3) 元島民の状況	4
(4) 地域経済	4
2 現状と課題	5
(1) 産業	5
(2) 保健・医療・福祉	8
(3) 生活環境	9
(4) 教育・スポーツ・文化・国際化	10
(5) 交通体系・情報通信基盤	11
(6) 国土保全・水資源開発・災害対策・環境保全	13
(7) 北方領土問題	15
第3章 施策の基本的な方向及び主な施策	17
1 活力ある地域経済の展開	17
(1) 農業の振興	17
(2) 水産業の振興	19
(3) 林業・木材産業の振興	20
(4) 商工業の振興	21
(5) 雇用対策の推進	22
2 地域の資源を活かした交流・関係人口の拡大	23
3 ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成	25
(1) 医療の確保	25
(2) 生活環境の充実	26
(3) 社会福祉の充実	27
(4) 教育、文化、スポーツ及び国際化の振興	28
4 社会・経済の安定的な発展の基盤の形成	29
(1) 交通体系及び情報通信基盤の整備	29
(2) 国土の保全及び水資源の開発	32

(3) 災害対策の推進	33
5 地域の豊かな自然との共生	34
6 北方領土問題解決のための環境づくりの促進	36
第4章 計画の推進体制	38
1 推進体制	38
2 「重点施策に係る実施計画」の作成	38
第5章 計画実施上の留意事項	38
SDGs（持続可能な開発目標）17の目標	39
用語解説	40

第1章 基本的事項

1 計画作成の意義

歯舞群島^{はぼまいぐんとう}、色丹島^{しこたん}、国後島^{くなしり}及び択捉島^{えとろふ}からなる北方領土は、いまだかつて一度も外国の領土となることがない我が国固有の領土であるが、戦後、日ソ中立条約を無視した旧ソビエト連邦（以下「旧ソ連」という。）により不法に占拠された。その後、日ソ共同宣言により両国間の国交が回復されたものの、領土問題が未解決のまま今日に至っている。この間、日本政府は、日露間の最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結することで、重要な隣国であるロシアとの間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立するという基本方針のもと、粘り強く外交交渉を重ねてきたが、令和4年2月、ロシアがウクライナに対する侵略を開始し、3月には、北方領土などに進出する企業に「税制優遇措置」を設ける、いわゆる「特惠制度」を導入し、さらに我が国との平和条約締結交渉を継続しないことに加え、四島交流や自由訪問の停止、北方四島における共同経済活動に関する協議からの離脱を一方的に表明した。

その後も、我が国の内閣総理大臣や閣僚のほか、北方領土返還要求運動関係者などのロシアへの入国禁止措置の発表や9月の四島交流などの事業に関わる合意の効力停止についての政府令の発表、また、令和5年1月には、現時点で北方四島周辺水域における安全操業協定に基づく年に一度の政府間協議の実施時期を調整することができない旨の一方的な通知があるなど、我が国として受け入れられない動きが続いている。ロシアによるウクライナ侵略により日露関係は厳しい状況にあり、平和条約交渉や四島交流等事業などの今後を見通すことは困難だが、事態が長期化する中でも、北方領土問題に引き続き取り組んでいくことが重要である。

父祖伝来の地を追われ、北方領土から強制的に引き揚げを余儀なくされた元島民は、祖国復帰の夢を叶えられぬまま、既に1万人以上の方がこの世を去っており、平均年齢も87歳を超えるなど、ますます高齢化が進んでおり、一日も早い領土問題の解決が求められている。

元島民の多くが移り住んでいる根室市（歯舞群島の地区を除く。）、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町^{らうす}の北方領土隣接地域（以下「隣接地域」という。）は、北海道の根室振興局の所管区域に属し、戦前は行政的にも経済的にも北方領土と一体の社会経済圏を形成して発展していた。しかしながら、北方領土問題が今なお未解決である上、国際的な漁業規制の強化やロシア水域における流し網漁業を禁止する法律の成立によりロシア200海里水域におけるサケ・マス流し網漁業の操業ができなくなったほか、農業においても、農産物貿易の自由化の進展などによる農産物価格の低迷や国際情勢等の影響による肥料・飼料など生産資材価格の高騰など、隣接地域における基幹産業をはじめとする地域経済は依然として厳しい状況にある。

北海道では、このような隣接地域の置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図ることを目的に、昭和57年に制定された「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和57年法律第85号）」（以下「特別措置法」という。）に基づき、昭和58年から40年にわたり、第1期から第8期の「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」を策定し、各般にわたる施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきた。

北方領土問題を解決するためには、政府が強力な外交交渉を推し進めることはもとより、政府の外交交渉を支え、後押しする国民世論の結集と粘り強い返還要求運動の推進が何よりも重要である。

このため隣接地域が全国の北方領土返還要求運動の拠点としての役割や将来的に北方四島における共同経済活動の中心的な役割を果たしていくことができるよう、さらに安定した地域社会として形成するのに資する「第9期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」を策定し、引き続きこれに基づく各般にわたる施策の推進を図ろうとするものである。

2 計画の性格

この計画は、特別措置法第6条第1項の規定及び内閣総理大臣が特別措置法第3条第1項の規定により定めた「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（平成31年1月25日内閣府・外務省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）」に基づいて作成したものであり、隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策の大綱を示すものである。

3 計画の呼称

この計画は、「第9期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（以下「第9期計画」という。）」と称する。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

なお、計画の期間中に北方領土が我が国に返還された場合は、返還された日の属する年度においてこの計画は終了する。

5 計画の対象区域

この計画は、特別措置法第2条第2項の区域*を対象とする。

*特別措置法第2条第2項の区域：北海道根室市（歯舞群島の区域を除く。）、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町及び目梨郡羅臼町の区域。

第2章 北方領土隣接地域の現状と課題

1 概況

(1) 自然条件

隣接地域は、北海道の最東端に位置し、北東部はオホーツク海に、南部は太平洋に面しており面積は約3,500km²で全道の4.2%を占め*、そのうち耕地が約1,102km²、森林が約1,701km²となっている。また、海岸線の長さは約482kmで全道の約16%、湿地は約134km²で全道の約19%を占めている。

地形としては、北部は知床半島、南部は根室半島が東に向かって伸びており、北部に関しては千島火山帯に属する知床連峰が知床半島の突端から摩周岳まで東西に連なり、オホーツク総合振興局との境界をなす。また、中部には根釧台地と呼ばれる標高20～80mの広大な波状台地が広がり、南部は平坦な地形となっている。

北方領土はこの地域の東方向で島が包み込まれるような形で位置し、最も近い歯舞群島の貝殻島は根室半島の納沙布岬からわずか3.7kmの位置にあり、野付半島の16km沖合には北方領土最高峰の爺々岳がそびえ立つ国後島が望まれる。

また、隣接地域は北方領土も含め豊かな自然環境に恵まれ、国内で3番目に世界自然遺産に登録された「知床」やラムサール条約により国際的に重要な湿地として登録された「風蓮湖・春国岱」と「野付半島・野付湾」のほか、大小様々な湖沼群があり、タンチョウやシマフクロウ、クマゲラ、オジロワシ、オオワシ、コクガンなど多くの希少な鳥類の生息を支える、多様な生態系と豊富な餌資源が存在する地域となっている。

気候は年平均気温が6℃前後であり、春から夏にかけて沿岸部、特に太平洋側では海霧に覆われることが多く、霧日数は例年90日前後にも達する。

冬はオホーツク海海域に流氷が流れ込み、厳しい寒気に見舞われる。

(2) 人口等

隣接地域の総人口は、令和2年国勢調査によると71,771人であるが、平成27年と比較すると4,850人の減少となっており、地域の経済や暮らしなど様々な分野への影響が懸念されている。

人口減少は昭和50年代から始まり、昭和55年と比較した場合、27,000人以上の減少となっており、人口密度は20.5人/km²で北海道の人口密度66.6人/km²の約3割となっている。

市町別では、根室市が24,636人、中標津町が23,010人と、2つの市町で隣接地域全体の6割以上を占めているが、平成27年と比較すると全ての市町で人口が減少しており、根室市が2,281人、8.5%減少、別海町が893人、5.8%減少し14,380人、中標津町が764人、3.2%減少、標津町が219人、4.2%減少し5,023人、羅臼町が693人、12.8%減少し4,722人となっている。

各市町のピーク時の人口との比較では、根室市が昭和50年の45,817人から21,181人、46.2%減少し、別海町が昭和35年の21,878人から7,498人、34.3%の減少、中標津町が

*北方領土の面積（約5,000km²）を含むと管内の面積は約8,500km²で全道の10.2%を占める。

平成22年の23,982人から972人、4.1%の減少、標津町が昭和40年の8,051人から3,028人、37.6%の減少、羅臼町が昭和40年の8,931人から4,209人、47.1%の減少となっている。根室市、別海町、標津町及び羅臼町については、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に規定された人口減少率を超えていることから、過疎地域として指定されている。

また、隣接地域の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は30.8%で、全道平均の32.2%を1.4ポイント下回っているものの、平成27年と比べ、4.0ポイント増加するなど高齢化が着実に進んでいる。

北海道では、高齢化による死亡者数の増加や出生数の減少により全国を上回るスピードで人口減少が進行していることから、北海道の創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和2年3月に「北海道人口ビジョン」を改訂し道民の暮らしの安全を確保するための取組を一層進め、「幅広い世代が集い、つながり、心豊かに暮らせる包容力のある北海道」の実現を目指している。

（3）元島民の状況

昭和20年8月15日に北方領土に居住していた日本人は17,291人であったが、その後77年を経過し、令和4年8月31日現在の人数は5,414人、平均年齢は87歳を超えている。

また、元島民のうち3,911人が北海道内に、うち1,221人が隣接地域に在住しており、さらにそのうちの915人が根室市に在住している。

元島民の後継者については、令和4年3月31日現在の人数は29,399人であり、うち2世が16,432人で平均年齢は58.6歳、3世が12,686人で平均年齢は36.1歳、4世が281人で平均年齢は20.3歳となっている。

後継者のうち21,101人が北海道内に在住しているが、うち13,189人が隣接地域以外に在住している。

（4）地域経済

隣接地域の経済活動別総生産（令和元年度）は4,086億円で、道内総生産20兆4,646億円の2.0%（14振興局中10番目）となっている。

産業区分でみた場合、第1次産業790億円（19.3%）、第2次産業805億円（19.7%）、第3次産業2,454億円（60.0%）となっており、全道の構成比と比べると第1次及び第2次産業の割合が高くなっているのが特徴である。

また、経済活動別総生産の構成比について全道と比較すると、農林水産業（19.3%）、建設業（9.5%）などが全道に比べて高く、情報通信業（1.4%）、保健衛生・社会事業（4.9%）などは低くなっている。

隣接地域における産業分類別従業者数（令和3年経済センサス - 活動調査速報集計）は、卸売業・小売業が6,435人（18.4%）、製造業が4,411人（12.6%）と多く、農林漁業（農林漁家を除く。）については3,055人（8.7%）となっている。

根室市、中標津町は卸売業・小売業の割合が高く19.7%と23.3%、別海町、羅臼町は農林漁業（農林漁家を除く。）の割合が高く15.0%と27.3%、標津町は製造業の割合が高く13.3%となってる。

2 現状と課題

(1)産業

ア 農業

隣接地域の農業は、令和2年の耕地面積が110,150haで総土地面積の約31%を占めており、耕地面積に対する牧草地の割合が約87%、1経営体当たりの乳用牛飼養頭数が約156頭と冷涼な気候と広大な土地資源を活かした大規模な草地型酪農が展開されており、生乳生産量は全国の1割余り、全道の約2割に相当する約83.5万tとなっている。

令和元年の農業産出額は全体で1,149億円となっており、そのうち畜産の産出額が1,134億円で、全体の約99%を占めている。

また、1経営体当たりの経営耕地面積は平成27年の75.2haから令和2年には83.7haと8.5ha、11.3%増加するなど、農地の流動化による規模拡大が進んでいる一方、隣接地域の農家戸数は農業従事者の高齢化、後継者不足により年々減少し、平成27年に1,341経営体だったものが、令和2年には1,218経営体と123経営体、約9.2%の減少となっている。

そのため、引き続き、新規就農者の受入にもつながる農業経営の法人化を進めるとともに、酪農ヘルパーやコントラクターなど地域営農支援システムの確立などにより、多様な担い手を支援することが必要である。

また、農作物の省力生産や多収・高品質生産が期待されるスマート農業技術の導入推進や、低温・長雨による冷湿害の軽減など、農業生産に寄与する農地や農業水利施設などの農業生産基盤の整備や保全管理について、計画的に取り組む必要がある。

イ 水産業

隣接地域の水産業は、サケ・マスやサンマ、スケトウダラ、ホタテガイ等を主体とする漁船漁業、秋サケを主体とする定置網漁業及びコンブやウニ、アサリ等を主体とする採貝藻漁業からなり、道内漁業生産額の約15%を占める一大生産地域となっている。

戦前、隣接地域は北洋漁業の基地として、また、水産加工品の北海道貿易の中心地として発展してきたが、第二次世界大戦の敗戦に加え北方領土問題により、豊かな漁場を失った。

また、国際的な漁業規制の強化によって沖合漁業の縮小を余儀なくされ、現在はロシアとの政府間・民間交渉等に基づき、北方四島周辺水域やロシア200海里水域における漁業が行われているが、平成28年1月からロシア200海里水域におけるサケ・マス流し網漁業の操業ができなくなったため、関連産業を含め地域経済に多大な影響を与えている。

令和3年の隣接地域の漁業生産高は、数量で全道の9.7%(114,099t)、金額では全道の15.1%(389億7,187万円)となっており、市町別では、根室市が45,255t、187億537万円、次いで別海町が28,459t、87億5,985万円、羅臼町が24,326t、70億7,072万円、標津町が16,060t、44億3,592万円となっている。

魚種別に内訳をみると、金額では、ホタテガイが94億5,735万円で、全体の24.3%を占めており、次いでサンマ(64億2,091万円、16.5%)、サケ(56億814万円、14.4%)、コンブ(31億9,494万円、8.2%)となっている。また、漁獲量については、平成2年を

ピークに減少傾向をたどっており、特に主力のサケの漁獲量は近年、ピーク時（平成15年）の1割以下まで減少している。

このような状況の中、沿岸資源の増大を図るため、増殖場や魚礁漁場の整備を図っているほか、サケ・マスふ化放流事業やホタテガイの種苗放流等の実施など将来にわたって利用可能な資源を確保する取組を行っている。

一方、国民の食への安全志向が高まっている中、今後とも水産業が安全で良質な水産物を安定的に供給する役割を担っていくために、加工・流通対策など水産物の高付加価値化に加え、各地域において衛生管理型漁港の整備や水産加工場におけるHACCPの導入促進に引き続き取り組む必要がある。

ウ 林業・木材産業

隣接地域の森林面積は、令和2年度において、約17万haで総土地面積に対する森林割合は49%と全道の71%に比較して低く、所管別では国有林約11万haで65%、道有林約0.2万haで1%、一般民有林約5.8万haで34%となっている。

令和2年度における森林蓄積は、全道の151m³/haに対して109m³/haと木材資源として豊かな状況ではないが、全道でカラマツやトドマツなどの人工林資源が利用期を迎える中、隣接地域でも木材利用を促進するため、安定的な原木の供給体制を構築するとともに、計画的な伐採と着実な再生林により森林資源の循環利用を推進する必要がある。

このため、優れた知識や技術を有する人材の育成を進めるとともに、造林や種苗生産者などの分野における林業労働者の確保・定着を促進することが必要となっている。

また、隣接地域は、鳥獣保護区や森林生態系保護地域に指定されている地域が多く、知床の山々や湖沼、大きな河川周辺を中心に多くの野生鳥獣の生息地や希少な植物種の生育地となっている。

森林と地域環境とのかかわりでは、強い風などから草地や生活区域を守り漁業資源の増殖を図るために、知床半島沿岸部や風蓮湖周辺を中心とした区域に魚つき保安林、内陸部及び海岸線に防風、防霧保安林が指定されており、保安林の指定率は令和2年度では、全道の68%に対して76%と高く、森林の機能強化や充実が図られている。

さらに、山地が迫る海岸線沿いでは、山崩れや雪崩などから生活環境や地域産業を守るため、山地災害防止のための森林造成など、治山事業が重要な役割を果たしている。

森林は国土保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給に加えて、この地域の豊かな海を育むという多面的な機能を有しており、今後ともその機能を持続的に発揮させるとともに、林業・木材産業等の健全な発展を図ることが重要である。

エ 商工業

隣接地域の製造業は、水産業や酪農業が盛んであることを背景に食料品製造業が主体であり、製造品出荷額の9割以上を占めている。中でも水産食料品製造業の割合が高く、その加工形態は塩蔵・冷凍が主体になっている。

農産加工業は別海町、中標津町に大手メーカーを中心とした大規模な乳製品製造施設が立地しており、チーズやバターなど管内産の生乳を使用した乳製品が作られている。

水産加工業は水揚げ量の減少に伴い仕入値も高騰していることから、厳しい経営環境にある。

隣接地域の食品工業の付加価値額は350億円となっており、全道では7番目となっているが、付加価値率としては22.2%で全道の28.0%、全国の33.2%と比べると低く、加工食品の高付加価値化が課題となっている。

隣接地域における商圈は根室市と中標津圏の2地区に大分されており、根室市における卸売・小売業の事業所数は平成24年と平成28年で比較すると、平成24年は約290件、平成28年は約300件で微増となっている。

また、中標津圏は、根室市を除く隣接地域全ての町からの買い物客が集中する傾向があり、卸売・小売業の事業所数は平成24年は約290件、平成28年は約320件で増加となっている。

両商圈とも若干の増加傾向となっているが、郊外に大型店の進出などがみられ、中心市街地は空洞化が進んでおり、新たな市街地整備や高齢化に対応した商業形態への移行など商業地区の活性化を図っていくことが課題となっている。

オ 観光

隣接地域には、知床国立公園や野付風蓮道立自然公園など雄大で神秘的な4カ所の自然公園があり、平成17年7月に「知床」が世界自然遺産に、11月には「野付半島・野付湾」、「風蓮湖・春国岱」がラムサール条約湿地に登録された。

また、この地域はオオワシやオジロワシ、シマフクロウ、タンチョウなど数多くの天然記念物が観察できることから、根室市や羅臼町では冬期のバードウォッチングが海外から注目されている。

さらには、冬期に到来する流氷など貴重で豊富な観光資源に恵まれている。

隣接地域の観光入込客数は、平成14年度の274万5,000人をピークに毎年度減少している。平成23年度は179万9,000人まで減少した後、増減を繰り返しながら推移し、令和元年度は194万7,000人を数えたが、その後は新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度は96万8,000人（対前々年度比49.7%）と大幅に減少した。

なお、隣接地域の観光入込客数のうち約9割は日帰り客であり、季節別では、6月から9月までの夏季に年間の約7割が集中し、依然として夏季集中型で通過型観光の比重が高い状況が続いていることから、北方領土が間近で見られる有意性を活かした教育旅行等の誘致などの取組のほか、令和5年9月に北海道で開催される「アドベンチャートラベル・ワールドサミット」を契機として、隣接地域の自然・文化等の特性を活かした年間を通じて体験ができる観光メニューの造成やSNSを活用した積極的な情報発信に取り組んでいる。

カ 雇用

隣接地域の雇用状況については、令和3年度の有効求人倍率が12ヶ月平均で1.71倍となっており、平成28年度に比べ0.33ポイント増加している。

隣接地域と釧路管内の有効求人倍率を比較した場合、釧路管内が1.35倍となっており、隣接地域の方が0.36ポイント上回っている。

また、隣接地域と全道の有効求人倍率を比較した場合、全道が0.98倍となっており、隣接地域の方が0.73ポイント上回り、全道22地点で比較した場合、最も高い地区となっている。

業種別にみると、建設・採掘や保安などで有効求人倍率が高くなっており、これらの業種で特に人材の確保が難しい状況となっている。

令和3年度の新規高卒者の就職内定率については、全道の98.3%に対し隣接地域は98.2%となっている。

全国的に人手不足の状況だが、中でも隣接地域は産業人材の確保が大きな課題となっており、今後とも隣接地域の社会経済の発展のため、人材の確保や誰もが安心して働くことができるように就業環境の改善を図っていくことが重要である。

(2) 保健・医療・福祉

ア 保健医療

隣接地域の医療提供施設は、令和4年4月現在で病院が7施設、一般診療所が25施設、歯科診療所が25施設、薬局が26施設となっている。中でも隣接地域におけるプライマリ・ケアを支援する中核医療機関として、昭和45年に町立中標津病院が、平成元年には市立根室病院がそれぞれ地域センター病院の指定を受けている。

令和2年末の二次医療圏別の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は全道平均251.3人のところ隣接地域98.9人、薬剤師は全道平均225.9人のところ隣接地域100.3人、看護職員は全道平均1562.7人のところ隣接地域856.6人となっており、医師をはじめとした医療従事者の慢性的な不足などにより、令和元年度の入院自給率が22.8%と低くなっている。

医師等の配置状況については、隣接地域が道央圏から離れていることや平成16年度から導入された医師臨床研修制度の施行に伴う医育大学からの常勤医師の派遣が縮小したことにより、診療科によっては休診又は縮小となるなど、その診療体制の維持が困難な状況にある。

このため、隣接地域の住民は専門的な治療の必要が生じた時、釧路市内等の専門医療機関に通院しているケースが多く見受けられることから、北海道医療計画に基づく医療連携体制の構築を進めていくにあたり、地域センター病院の機能向上及び医師など医療従事者不足の解消が喫緊の課題となっている。

イ 福祉

隣接地域の高齢化率は30.8%で、全道平均の32.2%を1.4ポイント下回っているものの平成27年と比べ4.0ポイント増加しており、高齢化が年々進行し介護保険制度における65歳以上の要介護（要支援を含む）認定者数は令和3年1月1日現在3,867人で、65歳以上人口に占める割合は17.5%となっているほか、療育手帳の交付者数が年々増加しており、福祉的な支援を必要とする方々が安全で安心して暮らせるよう地域の支え合い体制づくりを推進する必要がある。高齢者や障がい者、子育て世代、ひとり親等を支援する社会福祉施設等は、令和4年4月1日現在で79カ所（高齢者福祉施設25カ所、障害者支援施設2カ所、児童福祉施設52カ所）となっている。

今後も高齢者や障がい者などが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、福祉サービスをきめ細かく提供できる体制整備や施設などの基盤整備を進めていく必要がある。

また、平成25年から平成29年の平均で隣接地域各市町別の合計特殊出生率は、1.50～1.74と全国の1.43、全道の1.30と比べ高い状況となっている。

しかしながら、隣接地域において人口減少が続いている状況を踏まえ、今後とも一層、未婚化・晩婚化への対応や子育て支援の充実など、地域で安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていく必要がある。

(3)生活環境

ア 住宅

隣接地域の住宅については、住宅に住む一般世帯数を住宅の所有の関係別割合についてみると、令和2年では持ち家62.5%、公営・都市再生機構・公社の借家8.1%、民営の借家19.4%、給与住宅8.7%、間借り1.3%となっており、全道に比べ持ち家の割合が6.1ポイント上回っている。

また、平成27年と比較した場合、持ち家で0.5ポイント、民営の借家で0.6ポイント、間借りで0.2ポイント増加しており、公営・都市再生機構・公社の借家は0.9ポイント、給与住宅は0.3ポイント減少している。

令和4年3月末時点の公営住宅数は、道営310戸、市町営2,778戸の合計3,088戸となっているが、住宅規模が小さく、設備の不十分な老朽住宅も多くなっていることから、計画的な建替や改善を進め、高齢化社会への対応や子育て環境の充実を促進し、安全で安心な生活環境の確保を図っていく必要がある。

イ 公園

隣接地域の都市公園については、令和2年3月末現在、根室市に17カ所36.01ha、中標津町に30カ所162.22haがそれぞれ整備されており、また人口一人当たりの公園面積については、根室市では17.15㎡/人、中標津町では81.11㎡/人であり、隣接地域では48.35㎡/人と、全道の29.04㎡/人を上回っている。

しかし、施設の老朽化が著しいことから、今後とも施設の更新を計画的に行うなど公園をはじめとする地域住民の安らぎと憩いの場や地域のコミュニティ空間の創出に向け、地域の豊かな生活環境づくりを進めていく必要がある。

ウ 上下水道

隣接地域の上水道については、令和3年3月末の水道普及率は98.9%と全道平均の98.2%を上回っているが、今後も安全で安定的な水供給を図っていく必要がある。

一方、生活排水処理については下水道、農業・漁業集落排水施設、合併処理浄化槽により処理されているが、令和3年3月末の汚水処理人口普及率は84.2%と全道平均の95.9%を大きく下回っており、衛生的な生活環境を整えるため、今後とも地域の状況に応じて生活排水処理施設の整備促進を図る必要がある。

エ 廃棄物処理

隣接地域のごみ総排出量は、令和2年度で30,747 tであり、1人1日当たりの排出量は1,163 g/人・日で全道の949 g/人・日を上回っている。

ごみ処理については、北海道廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に向けた取組が進められており、平成16年度に根室北部廃棄物処理広域連合（別海町、中標津町、標津町、羅臼町）を構成する中標津町、標津町、羅臼町の3町が運営するリサイクルセンターが供用を開始し、平成18年度は同広域連合のごみ処理施設が供用を開始している。

また、昭和56年から供用している根室市じん芥焼却場をはじめ、計画的な廃棄物処理施設の更新・改良を進めている。

今後も廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に向けた取組を着実に進め、環境負荷の少ない住環境の整備を進めていく必要がある。

(4)教育・スポーツ・文化・国際化

ア 学校教育

隣接地域の教育機関は、令和4年5月1日現在、幼稚園（認定こども園を含む。）が17園、小学校が22校、中学校が18校、義務教育学校が2校、高等学校が6校、特別支援学校が1校ある。

広大な地域に集落が点在しているため、小・中学校及び義務教育学校は小規模校が多く、へき地指定校が約9割を占めている。

これら隣接地域の教育機関では、地域の施設・人材を活用し、豊かな自然や歴史等について親しみ、理解を深めるふるさと教育の充実に向けた取組が進められており、小・中学校及び義務教育学校では、総合的な学習の時間等を活用した「北方領土に関する学習」が積極的に実践されるとともに、高等学校においても北方領土に関する同好会の設置など生徒の主体的な取組が行われている。

さらに、隣接地域の小中学校で構成される北方領土学習研究会が毎年、研究大会を開催するなど、北方領土問題に関する教育に携わる指導者の育成にも力を入れており、元島民の高齢化が進む中、北方領土返還要求運動の拠点地域として、次世代に運動をつなげるための取組を今後も推進していく必要がある。

また、情報通信技術の効果的な利活用を進め全ての市町でブロードバンドサービスが可能となり、隣接地域の小中学校等においてもICT環境の整備が図られていることから、ICT機器を活用した授業の一層の推進や授業改善のための教員のICT活用指導力の一層の向上が今後の課題となっている。

なお、公立小中学校等の耐震化率は、隣接地域では平成29年4月1日現在の90.2%が、令和4年4月1日現在では99.1%と改善されたが、当該地域の地震発生確率は他管内と比較高いことから、安心して学ぶことができる教育環境の実現に向けた更なる対策が必要である。

イ 社会教育(スポーツ・文化)

隣接地域では、生涯学習センターなど社会教育施設が令和4年5月時点で33施設、陸上競技場など社会体育施設が85施設あり、これら社会教育施設等の機能を活用し学校、

家庭、地域が一体となって地域の教育力の向上を図るための様々な社会教育活動が実践されている。

文化財については、標津遺跡群（伊茶^{いちやに}仁カリカ^{りか}リウス遺跡、古道^{ふるどう}遺跡、三本木^{さんぼんぎ}遺跡）や旧奥行臼駒^{くろまいし}通所等の国指定史跡や根室^{ねむろ}車石等の国指定天然記念物など貴重な文化財が多い。

これらについては、適切な保存が行われているとともに、隣接地域にある史跡自然公園、郷土資料館等の施設では、勾玉づくり体験や史跡見学会などのほか様々なイベントを行い、文化財に親しむ活動が推進されている。

今後とも地域の貴重な財産として文化財などの適切な保存を行うとともに、令和2年6月に文化庁から『鮭の聖地』の物語」が日本遺産に認定されたことから、それらも活用した取組による地域活性化を図っていく必要がある。

ウ 国際化

隣接地域では、ロシア語教室や文化理解講座、料理教室などが行われており、市町や民間団体などが、それぞれの立場で国際交流に取り組んでいる。

隣接地域全ての市町に外国語指導助手（ALT）が配置されているほか、中標津町では日本語学校開校による外国人留学生の受け入れ、別海町では高校生の海外視察研修事業や農業実習研修事業を実施するなど、海外と産業経済・教育・文化等の交流を深めている。

国際的な相互関係がますます緊密化し、グローバル化が進む中、多様化する環境に順応できる人材の育成や多文化共生に向けた住民意識の醸成、外国人が慣れない土地で安全・安心に生活・滞在するための支援が重要であり、今後も近隣諸国との人的、物的交流や多文化共生の取組を積極的に図っていく必要がある。

(5) 交通体系・情報通信基盤

ア 道路

隣接地域は、広大な面積に集落が点在しており、住民生活と地域経済の根幹をなす人員・物資の輸送などに国道、道道等の幹線道路が重要な役割を果たしている。

道路延長は、令和2年4月1日現在、国道6路線296.5km、道道44路線593.6km、市道2,261路線2,510.4kmであり、改良・舗装率は国道に関しては両項目とも100%、道道に関しても両項目とも99%以上となっており、全道の整備率を上回っている。

また、市町道は全道に比べ改良率で11.6ポイント、舗装率で1.1ポイント上回っている状況であるが、今後とも計画的に整備を進めていくことが必要である。

道央圏とのアクセスについては、道東自動車道が阿寒インターチェンジまで開通しており、また、隣接地域では高規格道路である北海道横断自動車道根室線（釧路～根室間）、釧路中標津道路、根室中標津道路の3路線により地域を結ぶ三角形の幹線道路網の整備構想（釧路根室トライアングル整備構想）を策定し、早期整備の要望を行っている。

これらの幹線道路は、令和2年3月に根室道路（温根沼IC～根室IC）が開通するなど一部完成している区間もあるが、いまだ全体の完成には至っておらず、流通や観光などの産業振興をはじめ医療など生活の様々な機能が広域に分散しているこの地域におい

て、地域経済と住民生活を支える重要な路線であり、早期完成が強く求められている。

イ 港湾

重要港湾に指定されている根室港は、オホーツク海側の根室港区と太平洋側の花咲港区の2港区で構成されており、隣接地域の主要な物流拠点及び北方海域の中心的な漁業基地としての役割を果たしているとともに、北方四島交流等事業の玄関口となっている。

平成21年9月には花咲港区南埠頭が完成し、全国有数の水揚げを誇るサンマ漁等の水産基地としての機能が充実し、令和3年の入港船舶数23,547隻のうち22,646隻、96.2%が漁船となっている。

また、令和3年のロシア船の入港船舶数は357隻となっており、主に輸入水産品が取り扱われていた。

岸壁の改良など物流機能の強化に向けた整備が進められているが、港湾施設の老朽化対策や北方四島交流等事業の拠点港としての基盤の整備が地元から求められており、港を核とした街のにぎわいを創出するためにも、今後とも港湾施設の充実・強化を図っていく必要がある。

ウ 空港

中標津空港は、首都圏及び道央圏と隣接地域を結ぶ航空路線を有する唯一の空港であり、観光客や北方四島交流等事業で隣接地域を訪れる多くの人の玄関口となっているとともに、航空機による北方圏参事業にも利用されている。

平成20年4月に、利便性と快適性の向上のためのバリアフリー化など空港ビルの増改築工事が完了し、平成27年7月には開港50周年を迎えた。

現在は東京線1往復/日、新千歳線3往復/日の運航が行われており、旅客利用者数はコロナ禍前の令和元年度までは概ね20万人前後で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の旅客利用者は60,151人と大きく落ち込み、令和3年度の旅客利用者数は85,852人（搭乗率42.3%）で、令和2年度を25,701人上回ったものの令和元年度と比較するとおよそ4割程度の利用に留まっている。

各路線別では、東京線においては、令和3年度の旅客利用者数は24,784人（搭乗率34.0%）で、令和2年度の6,780人を18,004人上回った。なお、東京線は令和2年度に就航30周年を迎えた。

新千歳線においては、令和3年度の旅客利用者数は58,853人（搭乗率46.9%）で、令和2年度の53,371人を5,482人上回った。

中標津空港の活性化に向けて、こうした既存路線の更なる利用促進が求められているとともに、北方領土隣接地域振興航空路線誘致促進期成会が平成29年1月に設立され、LCC路線誘致など隣接地域の交流人口拡大による地域振興に取り組んでいる。

今後も、誰もが利用しやすい空港として整備していくとともに、観光をはじめとした地域産業の活性化と住民生活の利便性向上に向け、道内外との航空ネットワークの形成や空港機能の向上等を図っていく必要がある。

エ 鉄道

隣接地域の鉄道は、釧路と根室を結ぶ根室本線（通称：花咲線/135.4km）のみであり、通学や通院等の移動手段として地域住民の生活を支える重要な役割を果たしているが、沿線人口の減少や少子高齢化の進行などにより、鉄道の利用者数が減少していることなどを背景として、平成28年11月にJR北海道が発表した「単独では維持することが困難な線区」として位置づけられた。

こうした中、平成30年7月に国土交通省は、JR北海道に対し、経営改善に向けた取組を着実に進めるよう監督命令を発出し、これに基づき、現在、隣接地域においては、JR北海道と地域の関係者が一体となって、利用促進やコスト削減などに取り組むとともに、持続的な鉄道網の確立に向けた検討を進めている。

オ 情報通信基盤

隣接地域は、産業の活性化や行政運営の高度化・効率化、地域振興など様々な分野での情報通信技術の効果的な利活用を進め、全ての市町でブロードバンドサービスの利用が可能となっている。

更に最近では、スマートフォンやタブレット端末の急速な普及やソーシャルメディアの利用拡大など技術が進歩しており、災害時には、テレビやラジオ等の従来のメディアだけでなく、ツイッター等のソーシャルメディアの活用が注目されるなど、情報通信への期待は高まっている。

今後も人口減少や少子高齢化など様々な課題の解決に向けて、医療、福祉、教育などの様々な分野におけるICTの利活用を推進し、5Gなどの情報通信基盤の整備促進を進めていく必要がある。

(6) 国土保全・水資源開発・災害対策・環境保全

ア 国土保全・水資源開発

隣接地域の治山事業については、近年、台風や大雨の影響により山地災害が多発していることから、森林機能回復のための山地治山事業をこれまで以上に推進していく必要がある。

砂防関係事業については、土砂流出を抑制するための砂防堰堤^{えんてい}や斜面崩壊を防止する急傾斜地崩壊防止施設などの整備が進められているほか、隣接地域の「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」による土砂災害警戒区域等の指定は、令和4年3月までに完了し、警戒避難体制の充実・強化など、ハード、ソフトの両面から総合的な土砂災害対策が推進されている。

河川では、二級河川が21河川310.4km、準用河川が8河川11.28kmとなっており、自然豊かな水辺環境に配慮した河川改修事業等が進められている。

標津川については、河川整備が進められているが、いまだ河積が不足しており、治水安全度が確保されていない区間があることから、河川整備を一層推進する必要がある。

海岸保全については、令和3年3月末現在、海岸線482.17kmのうち海岸保全区域として188.51kmが指定されている。

根室沿岸は、国内最大の鉤状分岐砂嘴^{かぎじょうぶんきさし}である野付半島や野鳥の宝庫である春国岱な

ど貴重な自然環境を有し、沿岸域は知床国立公園や野付風蓮道立自然公園に指定されているなど自然豊かな海岸線を有している。

これまでも堤防や護岸などの施設整備を進めてきたが、いまだ施設整備の必要な地区が残されており、引き続き整備を進めていく必要がある。

水資源の開発については、これまで水量確保のための施設整備を進めてきたが、今後においては地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故など水供給に影響が大きいリスクに備え、環境を整備していく必要がある。

イ 災害対策

隣接地域は、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が非常に高い地域（地震調査委員会令和3年3月公表）であり、地震防災対策を推進する必要がある地域（「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）（令和4年6月17日改正法施行）」に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）」として、国が策定する「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」に基づく地震や津波等に備えた防災・減災対策が課題となっている。

令和4年9月に開催された中央防災会議において、推進地域のうち特に著しい津波災害が生ずるおそれがある「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）」として根室市、別海町、標津町、羅臼町が指定され、特別強化地域における津波避難タワーや積雪寒冷を考慮した避難施設及び避難路等の整備については、国の負担又は補助の割合の嵩上げ措置などを活用した防災・減災対策の強化が必要である。

ウ 環境保全

隣接地域では、原生的な自然で最後の秘境と呼ばれる知床国立公園、日本最大級の^{さし}砂嘴の野付半島や風蓮湖などの湖沼を有する野付風蓮道立自然公園が存在し、それぞれこのうちの一部が世界自然遺産やラムサール条約湿地に登録されている。このほか、2ヵ所の自然公園をはじめとして、国指定の原生自然環境保全地域や2ヵ所の道自然環境保全地域、14ヵ所の鳥獣保護区が指定されている。

根室市、別海町及び標津町の根室海峡沿岸には、高層や中層、低層湿原、塩性湿地及び潟湖等が存在し、国内有数の規模をもつ湿地が連続性をもって分布しており、これらの道東湿地群はタンチョウなどの希少な鳥類をはじめ、多くの野生生物の重要な生息地やオオワシなど渡り鳥の重要な渡来地となっている。また、根室半島の高層湿原では、各地の高山で生息が確認されている複数の昆虫類の隔離分布が確認されている。

沿岸域はアザラシ類や海鳥などの重要な生息地となっているほか、海岸を中心に積雪の少ない地域はエゾシカの越冬地となっているが、個体数の増加に伴い、農林業被害、交通事故などエゾシカと人間活動とのあつれきが生じており、採餌による植生への影響も大きいことから、地域における生物多様性保全の観点からも、引き続きエゾシカ個体数の適正管理を推進する必要がある。

また、ヒグマについては近年、市街地への出没が増加し、人とヒグマのあつれきが社

会問題となっているため、ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減並びにヒグマ地域個体群の存続に取り組む必要がある。

なお、根室振興局では「根室地域エゾシカ・ヒグマ対策連絡協議会」を設置し、対策の検討や情報共有を図っている。

地球温暖化に関しては、根室地方の年平均気温がこの100年で約1.2℃上昇するなど、隣接地域においても気候変動が進行しており、今後、多くの分野においてその影響が現れることが予想される。

北海道では「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた様々な温暖化対策を推進しており、隣接地域においても地域特性を踏まえた取組を行っていく必要がある。

再生可能エネルギーの導入促進や国土保全のための開発を進める際には、これら生物多様性の保全を図っていく必要があることから、自然環境との調和を図り、貴重な自然を大切な財産として後世につなげていくことが重要である。

(7) 北方領土問題

ロシアに対して返還を要求している北方四島は、安政元年（1855年）の日魯通好条約の調印により択捉島とウルップ島の上に国境が確定されてから、いまだかつて一度も外国の領土となったことがない我が国固有の領土であるが、旧ソ連が第二次世界大戦終結後の昭和20年8月28日以降9月5日までの間に不法占拠し、翌21年にソ連の自国領に編入したまま現在に至っている。終戦当時、北方領土には、1万7千人以上の日本人が居住していたが、強制的に退去させられ、令和4年8月末現在、元島民は5,414人となっている。

また、隣接地域は昭和20年12月に当時の安藤石典根室町長が^{いしすけ}連合国最高司令官マッカーサー元帥に対し、北方領土を米軍の保障占領下に置き、住民が安心して生業につくことができるようにしてほしい旨の陳情書を提出したところから始まった北方領土返還要求運動発祥の地であるとともに、この運動の拠点となる重要な地域である。

しかし、戦後77年を経て、運動の中核を担ってきた元島民は約3割に減り、高齢化が進む中、この地域からの新たな運動の担い手の育成や北方領土問題に関する国民世論の啓発を停滞させることなく着実に推進していくことが重要な課題となっている。

隣接地域は、北方四島在住ロシア人との間で相互理解の増進を図り、北方領土問題の解決に寄与することを目的として、旅券・査証（ビザ）なしで実施する四島交流事業、人道的見地から実施する北方四島への北方墓参や自由訪問において、我が国国民の北方四島への訪問や北方四島在住ロシア人の受け入れの玄関口となっているとともに、将来的に北方四島において共同経済活動を行う際に、中心的な役割を担うこととなる。

なお、令和4年2月、ロシアがウクライナに対する侵略を開始したことにより、四島交流等事業や北方四島における共同経済活動は具体的な展望が見通せない状況であるが、将来の事業も見据えて、重要港湾根室港をはじめ中標津空港など関連施設の整備を進めていく必要がある。

さらに、隣接地域は北方領土問題が未解決であることにより、北方四島との自由な往来や物流が制限されているなど、長い間特殊な事情の下に置かれ続けている。

このような事情にかんがみ、特別措置法及び基本方針に基づき、「北海道知事が北方

領土隣接地域の市及び町の長の意見を聴いて、同地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、主務大臣の同意を求めることができる」とされ、この計画に基づき隣接地域の市町及び北海道が実施する事業に対しては様々な特別措置（①国の負担又は補助の割合の嵩上げ措置（同法第7条）、②地方債についての配慮（同法第8条）、③事業に要する経費の一部を補助するための北方領土隣接地域振興等基金の設置（同法第10条）、④財政上の措置等（同法第10条の2））が講じられている。

また、同法に基づき設けられた100億円の北方領土隣接地域振興等基金は、金利低下の影響により運用益が大幅に減少したことから、平成30年に同法の改正が行われ、令和元年度から同基金を取り崩して補助財源とすることが可能となっている。

今後も国、北海道、隣接地域の市町をはじめ関係機関が一層連携を密にして、北方領土返還要求運動の拠点であるこの地域の振興及び住民の生活の安定の実効を期することが課題となっている。

第3章 施策の基本的な方向及び主な施策

前章の「北方領土隣接地域の現状と課題」を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの5年間では、次の6つの柱を立て、柱ごとに掲げる目標の達成に向け、隣接地域を安定した地域として形成するのに資するために必要な施策を推進する。

また、北方四島における共同経済活動に関しては、現下のウクライナ情勢により具体的な展望が見通せない状況であるが、将来的に隣接地域の振興に幅広く資する取組となることが想定されることから、6つの柱に横断的に関わる施策とする。

なお、第9期計画では、限られた人的資源や財源などを有効に活用し、より実効性のあるものとするため、第8期計画に引き続き、隣接地域それぞれが抱える課題を踏まえ、主な施策の中から重点的に実施する施策（重点施策）を設定する。

1 活力ある地域経済の展開

【目標】

より安全・安心で良質な農水産物の安定的な生産供給に向け、農林水産業などの基幹産業の振興を図るとともに、担い手の育成・確保に向けた取組の促進を図る。

(1) 農業の振興



【基本的な方向】

- 持続可能で生産性が高い農業を展開するため、生産基盤を強化するとともに、安全・安心な食料の安定生産や環境と調和した農業を推進する。
- 国内外の需要を喚起し取り込むため、地域資源を活かした新たな価値の創出を推進する。
- 農業経営を担う人材の確保・定着、営農支援組織や農業団体など地域で経営体を支える組織の育成・強化を図る。
- 所得と雇用機会の確保や生活環境の整備など快適で安心して暮らせる生活の場づくりを推進する。
- 食育や地産地消の推進、都市・農村交流などを通じて農業・農村に対する理解の促進を図る。

【重点施策】

- ・農業生産基盤の整備の推進
- ・ブランド力の強化や輸出を含む農産物等の販路拡大の推進
- ・農畜産物の付加価値向上や、食産業の振興を図るための新たな商品開発の推進
- ・新規就農者の育成・確保
- ・家族経営などの経営体質の強化
- ・食育や地産地消の推進
- ・多面的機能を発揮する取組の推進

【重点施策以外の主な施策】

- ・優良農地の確保と適切な利用の促進
- ・スマート農業技術の導入促進
- ・安全・安心な食品づくりの推進
- ・食料等の安定生産体制の整備促進
- ・クリーン農業や有機農業など環境保全型農業の推進
- ・鳥獣による農作物等被害防止対策及び狩猟者の育成推進
- ・地域ぐるみの6次産業化・農商工連携の推進
- ・農業経営の法人化の推進
- ・女性が能力を発揮できる環境づくりの推進
- ・地域の特色を活かした営農と所得の確保に向けた総合的な整備の推進
- ・地域資源を活用したバイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入促進
- ・生活環境の整備や農業水利施設の安全対策・防災対策の推進
- ・地域住民による農村づくりの推進
- ・農泊や農村ツーリズムを通じた都市と農村交流の促進
- ・農業・農村の理解を深めるための学習機会の充実や魅力を伝える情報発信の推進

(2)水産業の振興



【基本的な方向】

- 栽培漁業の積極的な推進と水産資源の持続的な利用のための資源管理を推進する。
- 漁業経営体の収益性向上などの取組を推進するとともに、漁業就業者の育成・確保の取組を促進する。
- 安全で良質な水産物の安定供給を図るとともに、国内外での消費拡大に向け、販路拡大などの取組を推進する。
- 漁村地域の活力向上を図るため、水産業が環境と調和して発展していく取組を推進する。
- 食育や地産地消、出前授業などの取組を通じ水産業・漁村に対する理解の促進を図る。

【重点施策】

- ・ 種苗生産の安定化や放流効果の向上等の取組を進めるなど実効性の高い栽培漁業の推進
- ・ 水産生物の生活史に配慮した藻場などの整備の推進
- ・ 資源状況の変化を踏まえた適切な資源管理の推進
- ・ 秋サケなどの生産回復と安定化に向けた取組の推進
- ・ 北方四島周辺水域及びロシア200海里水域における安定的な操業機会の確保
- ・ 増養殖などの新たな生産体制づくりの推進による漁業経営の安定促進
- ・ 漁業技術や知識の習得に関する研修の充実
- ・ 新規就業者の確保・育成の促進及び高齢者や女性が働きやすい環境づくりの推進
- ・ 衛生管理型漁港の整備や水産加工場のHACCP認定取得の促進
- ・ 漁獲が増加傾向にある資源について、付加価値向上や販路拡大の取組の促進
- ・ 地域特性を活かしたブランド化や6次産業化などの取組の推進
- ・ 次代を担う子ども達を対象とした魚食習慣の定着化の推進
- ・ 輸出品目の多様化、新たな輸出先国の開拓などの販売促進活動等の取組の推進
- ・ 漁港の耐震岸壁の整備など漁港漁村の防災力強化対策の推進
- ・ 漁港等の施設整備の推進
- ・ 水産系廃棄物の適正処理と循環的利用の促進
- ・ トド等の海獣類による漁業被害防止対策の充実・強化
- ・ 水産業や漁村の理解を深めるため、水産業が果たしている役割や地域の伝統的な食文化などの理解促進
- ・ 学校給食における水産物の利用促進など食育の推進
- ・ 料理教室などの場を通じた地域生産者との交流促進

(3) 林業・木材産業の振興



【基本的な方向】

- 地域の特性に応じた森林の整備及び保全の確保を図るため、適切な森林管理体制を構築するとともに、資源の充実に向けた森林の整備等を推進する。
- 森林施業の集約化や作業効率の向上による森林施業の低コスト化を進めるとともに、地域の森林づくりを担う人材の育成・確保を進めることにより林業の健全な発展を図る。
- 新たな需要の創出などによる道産木材の利用の促進等を進めることにより、森林資源の循環利用を推進し、木材産業等の健全な発展を図る。
- 木育マイスターや企業などによる木育活動を推進し、森林づくりや木材利用に対する理解の促進を図る。

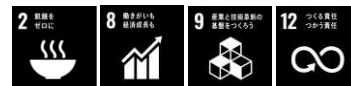
【重点施策】

- ・「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた活力ある森林づくり
- ・広葉樹資源の育成・有効活用
- ・エゾシカなどによる森林被害対策の推進
- ・森林づくりを担う「人材」の確保

【重点施策以外の主な施策】

- ・道産トドマツ建築材の安定供給体制の強化
- ・スマート林業による効率的な施業の推進
- ・道産木材の活用・普及拡大に向けた取組の推進
- ・木育マイスターや企業などによる木育活動の推進

(4) 商工業の振興



【基本的な方向】

- 価値の高い食品づくりと販路拡大を加速するため、農水産品の高付加価値化を促進する。
- 中小・小規模企業の経営基盤の強化や円滑な事業承継・創業の促進、事業者や商店街等が実施する新事業展開や販路開拓を促進する。
- 地域の特性を活かした積極的な企業誘致を促進する。

【重点施策】

- ・ HACCPに沿った衛生管理の推進
- ・ 付加価値の高い商品の発掘・磨き上げ、地域資源を活かしたブランドの確立に向けた取組の推進
- ・ 事業者が行う新事業展開や販路拡大の推進
- ・ 中小・小規模企業の円滑な資金調達のための制度の充実、融資制度の積極的かつ効果的な活用に向けた周知・利用の促進
- ・ 新しい地域産業創出に向けた起業家の育成支援の推進
- ・ 地元商店街のにぎわい形成に向けた取組の推進
- ・ サテライトオフィスなど企業誘致の推進

【重点施策以外の主な施策】

- ・ 農林業被害等の軽減のために捕獲したエゾシカの食肉としての有効活用と高付加価値に向けた取組の促進
- ・ 関係機関・企業等との連携強化により、道内外のネットワークの充実
- ・ 新たな市場への参入を促進するため、相談会の実施等によるマーケティングの支援
- ・ 中小・小規模企業の事業再生・事業承継及び経営体質の強化に向けた取組の推進
- ・ 中小・小規模企業へのITツール導入支援等を通じたDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(5)雇用対策の推進



【基本的な方向】

- 女性や高齢者などの更なる労働参加の促進をはじめ、人材流出の防止や道外からの人材誘致、知識技能の取得・向上などによる人材の育成・確保に向けた取組を推進する。
- 能力を発揮しながら働くため、また、企業が人材を確保するため、働き方改革の推進などによる就業環境の整備などを図る。

【重点施策】

- ・ 現場見学会や出前講座などにより地域産業の魅力を発信し、企業説明会やインターンシップなどを通じた地元就職の促進
- ・ 移住・定住施策と一体となったUIターンの促進
- ・ 地域産業を支える技能の承継や若者への産業教育の推進
- ・ 通年雇用促進協議会の取組を通じた季節労働者の通年雇用化の促進
- ・ テレワークの推進

【重点施策以外の主な施策】

- ・ 女性や高齢者、障がい者への就業支援
- ・ 労働相談ホットラインや中小企業労働相談所の活用の促進
- ・ 事業主や労働者に対する普及啓発による労働福祉の向上の推進



2 地域の資源を活かした交流・関係人口の拡大

【目標】

豊かな地域資源や日本遺産『鮭の聖地』の物語などを活かした体験型・滞在型観光や広域観光の推進を図るとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた交流・関係人口の創出・拡大に取り組む。

【基本的な方向】

- 知床世界自然遺産などの優れた自然環境やアイヌ文化など地域の特性を活かした体験型観光や滞在型観光の推進を図る。
- 日本遺産を活用した観光やシーニックバイウェイと連携した広域観光周遊ルートの形成など「ひがし北海道」と一体となった広域観光を推進する。
- 多様化する観光客ニーズに対応するため、観光地のきめ細かな情報をインターネットやSNS等を活用した積極的な情報発信を図るとともに、旅行中に必要な情報を入手できるよう国内外の旅行者に利用しやすい観光案内所の整備・充実を図る。
- 北方領土に隣接するという地域特性を活かし、領土問題をはじめとして、知床世界自然遺産などの自然やアイヌ文化などとふれあうことのできる教育旅行等の誘致を図る。
- 北方領土問題の普及・啓発及び四島交流事業に資するための施設の整備を推進する。
- 道央圏・首都圏とを結ぶ隣接地域唯一の空港であり、航空機による北方墓参にも利用される中標津空港の機能強化と利用者の利便性向上を図る。
- 多様な人材の地域づくりへの参画等による地域の活性化を図る。

【重点施策】

- ・アウトドア活動などの体験型観光の推進
- ・バードウォッチングなどのアクティビティ、知床世界自然遺産をはじめ優れた自然環境や食・アイヌ文化など、地域の特性を活かしたアドベンチャートラベルの推進
- ・日本遺産『鮭の聖地』の物語 関連やアイヌ文化など文化関連施設を活用した観光振興の促進
- ・地域の自然等を活かしたワーケーションや民泊等を活用した滞在型観光の促進
- ・知床国立公園などの自然公園や文化施設など観光交流施設の改修・整備の促進
- ・広域周遊観光促進事業やシーニックバイウェイと連携した広域観光周遊ルートの形成など「ひがし北海道」としての一体的な観光の推進
- ・日本遺産『鮭の聖地』の物語 の普及・活用を通じた広域観光の推進
- ・MaaS等シームレス交通の推進など二次交通の利便性向上の促進
- ・知床世界自然遺産をはじめ優れた自然環境や食の観光情報など国内外に向けたメディ

ア・WEB・SNS等を活用した情報発信の充実

- ・国内外の旅行者が利用しやすい観光案内所の整備やSNS等を活用した観光・防災情報提供の推進
- ・ネイチャーガイドなど広域ガイドの養成、外国語標記案内板、Wi-Fi環境整備の促進
- ・外国語標記の案内板など観光案内所の整備・充実
- ・「地方空港を活用した教育旅行誘致の連携と協力に関する協定」に基づく教育旅行の誘致とそのための受入体制の整備の推進
- ・北方領土問題についての正しい理解と認識を深める北方領土学習の推進
- ・北方領土問題の普及・啓発及び四島交流事業に資する各種施設の整備の推進
- ・北方四島ビューポイントパーキング及び道の駅の検討・整備
- ・新規就航やチャーター便運航など国内航空ネットワークの充実・強化を図る取組の推進
- ・テレワーク等による移住・定住の推進
- ・SNS等を活用し、地域に興味がある方とのつながりの構築と地域に密着した情報発信の推進
- ・ふるさと納税などの活用推進
- ・地域づくりを担う人材の育成・確保を図るため「地域おこし協力隊」の積極的な活用を図るとともに、定住・定着に向けた取組の推進

【重点施策以外の主な施策】

- ・多様な世代、都市との交流の推進
- ・国際航空路線等の新規誘致の促進

3 ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成

【目標】

持続的な地域医療の確保や安心して子育てできる環境づくりの推進等、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域環境の整備を図る。

(1) 医療の確保



【基本的な方向】

- 地域住民の生活の根幹をなす地域医療体制の充実に向け、中長期的な視点で医師をはじめとする医療従事者の安定的な確保を図る。
- 地域に必要な診療体制を確保し、誰もが安心・安定した医療サービスの提供を受けられるようにするため、地域センター病院を中心とした医療機関の機能の充実に努める。
- 高度医療や救急医療などに適切に対応できるよう、連携体制の構築や中核医療機関の機能強化、広域医療環境の整備を推進する。

【重点施策】

- ・関係機関との連携による医療従事者の安定的な確保に向けた養成・確保の推進
- ・医療機関の医療機器及び施設・設備の整備や導入体制整備の支援、医療提供体制整備の推進
- ・遠隔医療支援システムを導入し、専門医から必要な支援を受けるための設備整備の推進
- ・医療と介護の連携ネットワークの体制整備の支援
- ・高規格救急車など救急搬送体制の整備促進や自動体外除細動器の普及啓発
- ・ドクターヘリの着実な運航による救急医療体制の確保のための整備や設備の充実

【重点施策以外の主な施策】

- ・青少年を対象とした医療体験学習会等の開催や、医学部への進学を目指す高校生への支援の推進

(2)生活環境の充実



【基本的な方向】

- 地域住民が安心・生きがい・住みたいを感じる生活環境の実現に向けた生活インフラの整備・充実を図る。
- 地域の豊かな恵みを将来にわたって享受できるよう住民生活と調和した豊かなまちづくりを進める。

【重点施策】

- ・子どもや障がい者、高齢者等、すべての人が安心して豊かに暮らせるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅等の整備・改善
- ・多目的集会場等コミュニティ活動の中心となる施設整備の促進
- ・火葬場・墓地等の計画的な整備
- ・地域の生活環境を支える道路網の整備や地域交通の安定的な確保
- ・消防体制の更新・整備の促進
- ・廃棄物処理施設及びリサイクル関連施設等の整備促進
- ・安定的な水道水の供給を図るため、水道施設等の計画的な更新及び耐震化の推進
- ・下水道や農業・漁業集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備の推進

【重点施策以外の主な施策】

- ・緑地保全による二酸化炭素吸収源の確保のための都市公園の整備促進
- ・廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に向けた取組の促進

(3)社会福祉の充実



【基本的な方向】

- 高齢者や障がいのある方などが住み慣れた地域において自らの意思で自分らしい生活を営むことができるよう質の高いサービス提供体制の確保や地域特性に応じた地域包括ケアシステムなどを推進する。
- 安心して子どもを産み育てることができる環境や子どもが健やかに成長できる環境づくりを目指し、地域全体で支える多面的な子育て支援を推進する。
- 住み慣れた地域で暮らす事を望む方々に対して広域的な連携による結婚サポート事業を推進する。

【重点施策】

- ・医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの推進
- ・介護人材の確保・定着の推進や社会福祉施設の整備推進
- ・健康づくりの基礎要素となる生活習慣の改善促進や保健事業と介護予防など一体的な取組の推進
- ・結婚、妊娠・出産、子育て、子育て・自立の各ライフ・ステージごとの切れ目のない支援の推進
- ・地域住民等の積極的な参加による社会全体で子どもを守り育てていく環境の整備
- ・保育士などの人材の養成・確保の推進や児童福祉施設の整備推進

【重点施策以外の主な施策】

- ・官民が連携した近隣市町村等が共同で実施する婚活事業の推進

(4)教育、文化、スポーツ及び国際化の振興



【基本的な方向】

- 次世代を担う子どもたちに安全・安心な学習・生活環境を確保して学ぶことができる教育環境の整備を推進する。
- あらゆる世代がいつでも主体的に学ぶことができる地域の実態に即した生涯学習の環境づくりを推進する。
- 健康で心豊かな生活の実現に向け、生涯にわたり誰もがスポーツに親しむことのできる環境整備を促進する。
- 貴重な文化財を次世代に守り伝えるための適切な維持管理や保存活動の推進と、歴史や文化に親しむ機会の提供や文化財の情報を発信する。
- 国際化に向けて近隣諸国との人的・物的交流の促進のための環境整備を図るとともに、国際社会において主体的に行動できる資質・能力の育成を図る。

【重点施策】

- ・小中学校等の老朽化対策における改修・改築、長寿命化及び耐震化改修の推進
- ・小中学校等におけるICT推進体制の整備の促進及び教員のICT活用指導力向上のための研修機会等の確保
- ・地域人材を活用した教育活動の支援や地域の特性等を考慮した教育環境の充実
- ・歴史的建造物や文化財など地域資源を有効活用した学習機会の充実と学習で培った知識・技能を活かすことができる環境づくりの推進
- ・国際レベルの競技大会やスポーツ合宿の誘致、スポーツ・レクリエーション施設の整備促進
- ・芸術・文化施設等の整備、地域の文化財の保存や活用等の推進
- ・海外への修学旅行、友好連携地域や姉妹校との交流活動など国際交流の推進、多文化共生に向けた住民意識の醸成及び外国人への生活支援
- ・総合的な学習（探究）の時間などにおける施設や人材、動画教材等を活用した北方領土に関する学習の促進と北方領土問題に関する教育に携わる指導者の育成強化の推進

【重点施策以外の主な施策】

- ・地域の医療や産業界、企業等と連携した職場体験などを通じた勤労観、職業観の育成支援
- ・地域におけるICT学習機会の創出
- ・国際理解教育の推進

4 社会・経済の安定的な発展の基盤の形成

【目標】

地域経済の活性化に資する交通インフラの整備促進や様々な自然災害に対する防災・減災対策の充実・強化、地域住民のサービス向上を図るデジタル化を推進する。

(1) 交通体系及び情報通信基盤の整備

ア 道路



【基本的な方向】

- 地域の産業振興や生活環境を支える根室・中標津・釧路を相互に結ぶ高規格道路の整備を促進する。
- 広域的アクセス向上を図るため、地域間の物流・人流の根幹をなしている国道や道道の整備促進を図る。
- 住民の日常生活を支える安全・安心で利便性が高く円滑な道路交通網の構築に向け、市町道の整備を促進する。
- 豊かな自然環境や住みよい住環境に配慮した道路整備を推進する。
- 地震や雪害雨等の災害に強い道路網の整備を促進する。

【重点施策】

- ・根室・中標津・釧路を相互に結ぶ高規格道路の整備促進
- ・道路交通ネットワークを形成している国道・道道の整備促進
- ・各地域内で日常生活を支える市町道の整備促進
- ・雪崩、地吹雪対策など積雪寒冷地の特性を考慮した冬期交通の安全性確保の推進
- ・通学路における歩道を積極的に整備するなど交通安全対策の推進
- ・道路法面対策や道路施設の老朽化対策の推進

【重点施策以外の主な施策】

- ・自然環境と都市環境の調和が図られた地域及び都市の活性化に資する街路整備の推進
- ・線形改良、越波防止、海岸浸食対策を講じた道路整備の推進

イ 港湾



【基本的な方向】

○隣接地域唯一の重要港湾であり、北方海域における漁業基地や北方四島交流等事業の玄関口として重要な役割を果たしている根室港（根室港区、花咲港区）について、地域産業振興などに資する機能の一層の充実・強化を図る。

【重点施策】

- ・港湾機能の充実・強化と整備の促進

ウ 空港



【基本的な方向】

○道央圏・首都圏とを結ぶ隣接地域唯一の空港であり、航空機による北方墓参にも利用される中標津空港の機能強化と利用者の利便性向上を図る。（再掲）

【重点施策】

- ・新規就航やチャーター便運航など国内航空ネットワークの充実・強化を図る取組の推進（再掲）

【重点施策以外の主な施策】

- ・空港施設の整備の推進
- ・国際航空路線等の新規誘致の促進（再掲）

エ 鉄道



【基本的な方向】

○北方領土返還要求運動の拠点として重要な役割を有する隣接地域において、鉄道の役割を十分考慮しながら、地域一体となって鉄道の利用促進に取り組むなど、路線の維持に最大限つとめていく。

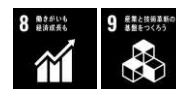
【重点施策】

- ・根室地方総合開発期成会根室本線花咲線対策特別委員会における検討・協議

【重点施策以外の主な施策】

- ・ 鉄道事業者、行政、住民等の相互理解と協力のもと、地域一体となった鉄道利用の取組の促進

オ 情報通信基盤の整備



【基本的な方向】

- 「北海道Society5.0」の実現に向けた情報通信基盤の整備やデジタル人材の育成・確保を図る。
- 行政手続のオンライン化の推進や行政サービスの向上を図るための情報システム改革を推進する。

【重点施策】

- ・ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進に向けた環境整備や携帯電話不感地帯の解消に向けた取組の推進
- ・ ITリテラシーの向上とデジタル専門人材の育成・確保
- ・ 北海道と市町村を結ぶ「北海道総合行政情報ネットワーク」の更新設備の促進
- ・ 行政のオンライン手続の範囲の拡充
- ・ 公金収納のキャッシュレス化の推進
- ・ 行政サービスの利便性向上に向けたマイナンバーカードの普及促進
- ・ 道路や河川管理の高度化に向けた地理情報システム(GIS)の整備促進

(2)国土の保全及び水資源の開発



【基本的な方向】

- 豪雨災害による被害を防止・軽減するため、土砂災害対策や治山施設の整備、森林の維持造成を計画的に推進する。
- 水害から地域を守るため、河川整備など治水対策を推進するとともに、高波などによる浸水や海岸侵食を防止するため、海岸保全対策を推進する。
- 地域における健全な水循環の確保に向け、水源の涵養機能の強化を図るとともに、水供給に影響の大きいリスクに対して水の安定供給に向けた整備を推進する。

【重点施策】

- ・土砂災害対策や治山施設の整備、計画的な森林の維持造成の推進
- ・高波などによる浸水、海岸侵食被害の軽減化に向けた海岸保全施設等の整備の推進
- ・安定的な水道水の供給を図るため、水道施設等の計画的な更新及び耐震化の推進（再掲）

【重点施策以外の主な施策】

- ・洪水などによる被害の防止・軽減のための河川整備の推進
- ・下水道浸水被害軽減のため、排水ポンプ場や雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備の推進
- ・森林の適正な整備、保全による水源涵養機能等の維持向上の推進
- ・水源周辺の適正な土地利用の確保

(3) 災害対策の推進



【基本的な方向】

- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に対する防災・減災対策を推進する。
- 地震・津波、豪雨、豪雪など想定されるあらゆる自然災害への対応力を強化する。
- 大規模自然災害の発生時に住民などの避難対応を迅速に行うため、住民や観光客などそれぞれの状況に応じた災害情報の伝達及び避難誘導體制の整備・強化を進める。
- 災害時等における物資や人員の迅速な輸送を可能とするため、交通ネットワークの強化を図る。

【重点施策】

- ・ハザードマップの作成及びハザードマップを活用した防災訓練等の実施の促進
- ・日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の発生を想定した防災・減災対策の推進
- ・避難施設や避難路など防災施設等の整備の推進
- ・住宅・建築物等の耐震化の促進
- ・災害時に使用される施設等の整備の促進
- ・災害対策に必要なシステムの整備の推進
- ・高波などによる浸水、海岸侵食被害の軽減化に向けた海岸保全施設等の整備の推進（再掲）
- ・非常用物資の備蓄の促進
- ・救急活動等に要する資機材等の整備の推進
- ・住民等に対する避難情報などの情報伝達体制の強化
- ・住民各層に対する防災教育の推進
- ・自主防災組織の組織率の向上などの地域防災力の強化に向けた取組の推進
- ・雪崩、地吹雪対策など積雪寒冷地の特性を考慮した冬期交通の安全確保の推進（再掲）
- ・道路法面対策や道路施設の老朽化対策の推進（再掲）

【重点施策以外の主な施策】

- ・日ロ共同による地震活動の観測体制の整備等の促進
- ・洪水などによる被害の防止・軽減のための河川整備の推進（再掲）
- ・外国人を含む観光客に対し、災害時にSNS等を活用した多言語による迅速な情報発信など安全確保に向けた取組の推進
- ・雪害が発生した市町村や関係機関と連携した対応力の強化

5 地域の豊かな自然との共生



【目標】

知床世界自然遺産などの豊かな自然との共生に取り組んでいくとともに、「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた脱炭素化や再生可能エネルギーの利活用を推進する。

【基本的な方向】

- 知床世界自然遺産などの優れた自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する。
- 生物多様性の保全を図るとともに、野生鳥獣の適正管理など生態系や農林水産業の被害防止対策を推進する。
- 「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた脱炭素化や再生可能エネルギーの活用、森林等の二酸化炭素吸収源の確保等を図る。
- 生活環境や生態系の保全、水源の涵養や二酸化炭素の吸収などの公益的機能を発揮するための持続可能な森林づくりや、生態系や景観に配慮した川づくりに取り組む。
- 環境教育の充実や環境保全を担う人材の育成などにより、環境への負荷が少ない行動の定着を図る。

【重点施策】

- ・知床国立公園をはじめとする自然公園の優れた風景地を保護するとともに、安全確保及び適正な利用の推進のための施設整備の促進
- ・知床世界自然遺産地域に関する自主ルールの普及など遺産地域の保全と適正な利用に向けた取組の推進
- ・アウトドア活動などの体験型観光の推進（再掲）
- ・バードウォッチングなどのアクティビティ、知床世界自然遺産をはじめ優れた自然環境や食・アイヌ文化など、地域の特性を活かしたアドベンチャートラベルの推進（再掲）
- ・知床国立公園などの自然公園や文化施設など観光交流施設の改修・整備の促進（再掲）
- ・エゾシカ・ヒグマの適正管理の推進
- ・エゾシカによる農作物への被害や自動車との交通事故を抑止するための侵入防止柵等の整備の推進
- ・ヒグマに遭わないための基本ルールの周知など事故防止に向けた情報提供や普及啓発の推進
- ・希少野生動植物種の保護管理や外来種による生態系等への影響低減などにより、生物多様性の保全の推進
- ・省エネルギーの徹底やゼロカーボンに対する意識改革、行動変容の促進など脱炭素化

に向けた取組の推進

- ・河川の水質調査の促進及び環境に配慮した河川等の整備の推進
- ・下水道や農業・漁業集落排水、浄化槽などの生活排水処理施設の整備の推進（再掲）

【重点施策以外の主な施策】

- ・自然風景を楽しめるフットパスやサイクリングに資する施設の整備
- ・日口の隣接地域における生態系保全及び持続可能な利用に関する日口政府間の協力への参画の促進
- ・湿地などの生態系が持つ機能を損なうことなく地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進
- ・人工林の計画的な伐採や植林など活力ある森林づくりの推進、道産木材の利用や木質バイオマスエネルギーの利用促進
- ・湿地等の保全管理を通じた、二酸化炭素の吸収源対策や適応策の推進
- ・廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に向けた取組の促進（再掲）
- ・森林の持つ水源涵養機能の維持増進など周辺環境保全対策の推進
- ・学校、地域など様々な場面で環境に関する知識と理解を深め、環境に配慮した生活の定着推進
- ・地域の環境保全活動の核となる人材の確保及び育成の推進

6 北方領土問題解決のための環境づくりの促進



【目標】

北方領土問題解決の環境づくりに向けたより一層の啓発活動の推進を図るとともに、元島民の高齢化を踏まえ、返還要求運動後継者の育成を早急に推進する。

【基本的な方向】

- 北方領土の早期返還に向けた国民世論及び国際世論の喚起を図る取組を促進する。
- 北方領土返還要求運動を今後も停滞させることなく着実に推進していくために、次世代を担う後継者育成に向けた取組を推進する。
- 隣接地域の特性に即した基幹産業の振興や住民の生活の安定に必要な施設整備などを推進する。
- 元島民に対する援護措置の充実を図る。
- 北方領土問題の普及・啓発及び四島交流事業に資するための施設の整備を推進する。
(再掲)
- 地域に必要な診療体制を確保し、誰もが安心・安定した医療サービスの提供を受けられるようにするため、地域センター病院を中心とした医療機関の機能の充実を図る。
(再掲)
- 隣接地域唯一の重要港湾であり、北方海域における漁業基地や北方四島交流等事業の玄関口として重要な役割を果たしている根室港（根室港区、花咲港区）について、地域産業振興などに資する機能の一層の充実・強化を図る。(再掲)
- 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に対する防災・減災対策を推進する。(再掲)
- 知床世界自然遺産などの優れた自然環境の保全と適正な利用により、自然とのふれあいを推進する。(再掲)

【重点施策】

- ・北方領土問題の普及・啓発に資する取組の推進
- ・「地方空港を活用した教育旅行誘致の連携と協力に関する協定」に基づく教育旅行の誘致とそのため受入体制の整備の推進（再掲）
- ・総合的な学習（探究）の時間などにおける施設や人材、動画教材等を活用した北方領土に関する学習の促進と北方領土問題に関する教育に携わる指導者の育成強化の推進（再掲）
- ・北方領土隣接地域振興等基金などによる産業振興の推進
- ・元島民に対する援護対策等の推進
- ・北方領土問題の普及・啓発及び四島交流事業に資する各種施設の整備の推進（再掲）
- ・医療機関の医療機器及び施設・設備の整備や導入体制整備の支援、医療提供体制整備の推進（再掲）

- ・遠隔医療支援システムを導入し、専門医から必要な支援を受けるための設備整備の推進（再掲）
- ・港湾機能の充実・強化と整備の促進（再掲）

【重点施策以外の主な施策】

- ・日ロ共同による地震活動の観測体制の整備等の促進（再掲）
- ・日ロの隣接地域における生態系保全及び持続可能な利用に関する日ロ政府間の協力への参画の促進（再掲）

第4章 計画の推進体制

1 推進体制

第9期計画の推進に当たっては、地域の課題を踏まえてより効果的で機動的に計画を推進する必要があることから、国、北海道、隣接地域等が緊密に連携するとともに、計画の策定主体である北海道が計画の進捗管理に主体的に取り組むこととする。

また、第8期計画と同様、北方領土対策根室地域本部長と根室管内市町長を構成員とする「北方領土隣接地域振興対策根室地域協議会（以下「地域協議会」という。）」が計画推進に必要な中核的な役割を果たすこととし、北海道は、国をはじめとする関係機関と緊密に連携し、必要な調整を図るものとする。

2 「重点施策に係る実施計画」の作成

地域協議会は、第9期計画終了時点の定量的な到達目標、到達目標達成に向けた展開方向、重点施策に係る事業内容などを盛り込んだ「重点施策に係る実施計画」を毎年度取りまとめ、進捗管理や効果検証を行うとともに、国及び北海道をはじめとする関係機関との協議を進めることで計画の実効性を確保するものとする。

第5章 計画実施上の留意事項

- 1 この計画の実施に当たっては、自然環境等環境の保全に十分配慮するものとする。
- 2 この計画の実施に当たっては、他の諸計画に基づく事業の実施との調整を図るものとする。
- 3 この計画に基づき隣接地域の市町が行う事業については、当該市町の財政運営に支障を及ぼさないよう十分配慮するものとする。
- 4 この計画の実施に当たっては、今後の国、地方公共団体の財政事情など社会経済情勢の推移に応じて、弾力的な運用を図るものとする。
- 5 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進

2015（平成27）年9月、国連で150を超える加盟国首脳が参加の下、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択され、その中核として17のゴールと169のターゲットからなる「SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）」が掲げられた。

北海道では、2018（平成30）年12月、SDGsのゴール等に照らした、北海道の直面する課題、独自の価値や強みを踏まえた「めざす姿」などを示した「北海道SDGs推進ビジョン」を策定し、当該ビジョンに沿って、多様な主体と連携・協議しながら、北海道全体でSDGsの推進を図ることとしている。

本計画では、「活力ある地域経済の展開」「地域の資源を活かした交流・関係人口の拡大」「ゆとりと安心の実感できる地域社会の形成」「社会・経済の安定的な発展の基盤の形成」「地域の豊かな自然との共生」「北方領土問題解決のための環境づくりの促進」の6つの基本的な柱に基づき、SDGsの理念と合致する施策を推進していく。

なお、本計画とSDGsの達成を見据えた政策展開との関係性を視覚化するためSDGsの17の目標（ゴール）を示している。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs (持続可能な開発目標)		17の目標	
 <p>1 貧困をなくそう</p>	1 貧困をなくそう	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	10 人や国の不平等をなくそう
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	2 飢餓をゼロに	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	11 住み続けられるまちづくりを
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	3 すべてのの人に健康と福祉を	 <p>12 つくる責任つかう責任</p>	12 つくる責任つかう責任
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	4 質の高い教育をみんなに	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	13 気候変動に具体的な対策を
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	5 ジェンダー平等を実現しよう	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	14 海の豊かさを守ろう
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	6 安全な水とトイレを世界中に	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	15 陸の豊かさを守ろう
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	16 平和と公正をすべてのひとに
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	8 働きがいも経済成長も	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	17 パートナーシップで目標を達成しよう
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	9 産業と技術革新の基盤をつくろう		

■ 用語解説

用語の横の数字は当該用語が記載されているページを表示。

ア行

アドベンチャートラベル (AT) 7、23

一般的に「アクティビティ」「自然」「異文化体験」の3つの要素のうち、2つ以上を組み合わせた旅行形態と定義される。さらに、ATを推進する世界最大の組織であるアドベンチャートラベル・トレード・アソシエーション (ATTA) は、「今までにないユニークな体験」「自己変革」「健康であること」「挑戦」「ローインパクト」といった5つの体験価値を提唱しており、より本質的な理解としては、アクティビティを通じて自然体験や異文化体験を行い、地域の人々と双方向で触れ合い楽しみながら、その土地の自然と文化をより深く知ることによって自分の内面が変わっていくような旅行形態を指す。

医育大学 8

医師を養成する課程を有する大学。道内三医育大学とは、北海道大学、札幌医科大学、旭川医科大学の3大学。

営農支援組織 17

農作業を支援する組織の総称。主なものとしては、酪農家に代わって搾乳等を行う酪農ヘルパー、混合飼料を作り酪農家に供給するTMRセンター、農作業を受託するコントラクターなどがある。

カ行

関係人口 23、38

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

クリーン農業 18

堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心で品質の高い農産物の生産を進める農業のこと。

公益的機能 34

森林の持つ様々な機能のうち、水源涵（かん）養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、地球環境保全など、木材等生産機能を除く諸機能。

合計特殊出生率 9

その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

コントラクター 5

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織のこと。農業者による営農集団や農業協同組合のほか、民間企業によるものがある。

サ行

再生可能エネルギー 15、18、34、35

太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスなど、永続的に利用することができるエネルギー源を利用して得られるエネルギー。

サテライトオフィス 21

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名。

森林資源の循環利用 6、20

森林の有する多面的機能を持続的に発揮するために、森林づくりと産出される木材の利用を循

環的に行うこと。

森林施業 20

森林を維持・造成するための伐採、造林、保育など種々の作業を組み合わせ、生産や保全などの目的に応じた森林の取扱をすること。

森林施業の集約化 20

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業を行うこと。

シーニックバイウェイ 23

みちをきっかけに地域住民と行政が連携し、美しい景観づくり、活力ある地域づくり、魅力ある観光空間づくりをめざす取組。

シームレス交通 23

乗継ぎ等の交通機関間の「継ぎ目」や交通ターミナル内の歩行や乗降に際しての「継ぎ目」をハード・ソフト両面にわたって解消することで出発地から目的地までの移動を全体として円滑かつ利便性の高いものとする。

スマート農業 5、18

ロボット技術やICTを活用した超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

スマート林業 20

ICT等の先進技術を活用し、森林整備や木材流通等の効率化・省力化や生産性・安全性の向上を図る取組。

生物多様性 6、14、15、34

それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること。また、生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。

世界自然遺産 3、7、14、23、34、36

「顕著な普遍的価値（人類全体にとって特に重要な価値）」を有し、将来にわたり保全すべき

遺産として世界遺産委員会が認め、「世界遺産一覧表」に記載されたもののうち、「自然遺産」をいう。世界遺産には「自然遺産」のほか、「文化遺産」、両方の価値を兼ね備えている「複合遺産」がある。

ゼロカーボン北海道 15、20、34

道内のCO₂をはじめとする温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける脱炭素社会のことで、道では、2050年までの実現を目指している。

夕行

脱炭素化 34

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と吸収量が均衡すること。

地域おこし協力隊 24

地方自治体が、都市住民を受け入れて委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など、「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化につなげる制度。

地域センター病院 8、25、36

プライマリ・ケアを支援する第二次医療機関であり、かつ、第二次医療圏の中核医療機関として、地域に必要な診療体制を確保し、比較的専門性の高い医療を担うとともに、地域の医療機関への医師などの派遣、技術援助、地域の医師などを対象とした研修会の実施、無医地区などの巡回診療を行う病院。

地域包括ケアシステム 27

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステム。

通年雇用促進協議会 22

隣接地域の季節労働者の通年雇用へ向けた支援を行うため設置。

テレワーク 22、24

情報通信機器などを利用して、場所・時間に制約されず働く労働形態。

ナ行

日本遺産 11、23

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリー。

ネイチャーガイド 24

自然をわかりやすく説明し案内するガイド。

農村ツーリズム 18

農山漁村の豊かな自然や食、歴史・文化、生活体験などを観光資源に生かし、農業や観光業など多様な主体が地域ぐるみで取り組む滞在型観光。

ハ行

バイオマス 18、35

家畜ふん尿、食品廃棄物、稲わら、林地残材などの再生可能な生物由来の有機性資源（石炭や石油などの化石資源を除く。）。

ハザードマップ 33

自然災害が予測される区域や避難場所、避難経路など住民が自主的に避難するために必要な防災情報をわかりやすく地図上に表示したもの。防災マップなどとも呼ばれており、対象とする災害に応じて作成されている。

フットパス 35

イギリスを発祥とする『森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風

景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径（こみち）【Path】のこと。

ブロードバンド 10、13

ADSLやFTTH、CATVなど、従来のダイヤルアップ接続やISDNを使ったインターネット通信と比較して、より広域帯で高速な通信を提供する回線やサービスの総称。

マ行

木育マイスター 20

森林体験や木工体験など木育活動の企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材で、北海道が認定する木育の指導者。

藻場 19

沿岸域の海草または海藻が繁茂した場所。魚類の産卵場、仔稚魚の隠れ場、他の藻類の付着基質として重要な生態学的機能を有する。

ラ行

酪農ヘルパー 5

酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のこと。酪農家は、朝夕2回の搾乳作業などにより、1年を通じて休みが取りにくい実態にあるが、酪農ヘルパーの利用により休日の確保が可能となる。

ワ行

ワーケーション 23

「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、職場とは異なる場所で、余暇を楽しみつつ、仕事を行うこと。

英数字

DX(デジタル・トランスフォーメーション) 21、31

2004年にウメオ大学（スウェーデン）のエリック・ストルターマン教授が提唱した概念で、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変することと定義される。

HACCP（ハサップ） 6、19、21

【Hazard Analysis and Critical Control Point】

危害要因分析重要管理点の略。従来の最終製品の抽出検査とは異なり、原料の受入れから製造・出荷までの各工程において、危害要因をチェックし、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法。平成30年(2018年)に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理が制度化された。

ICT 10、13、28

【Information and Communications Technology】

情報・通信に関する技術一般の総称。

ITリテラシー 31

情報に関する知識を正しく理解・分析・整理し判断できる能力のこと。

MaaS（マース） 23

【Mobility as a Service】

ICTを活用し、電車、バス、タクシー、自転車などあらゆるモビリティ（移動）を一つのサービスとして展開するもの。

Society5.0(ソサイエティ5.0) 31

IoTやビッグデータ、AI技術など実用化の進展に伴って生じる社会全体の大きな変革を、①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、歴史上5番目の新しい社会の到来であると位置づけた、仮想空間と現実社会が高度に融合した未来社会のこと。

U・Iターン 22

「Uターン」とは、地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

「Iターン」とは、生まれ育った場所以外に転居、就職すること。

5G 13

超高速、超低遅延、多数同時接続という3つの特性を有する第5世代移動通信システムであり、医療、教育、農業、働き方改革、モビリティなど様々な分野における活用が見込まれている。

6次産業化 18、19

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

第9期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画
(令和5年度～令和9年度)

発行 北海道
編集 北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-231-4111 (22-761)
FAX 011-232-1780
電子メール ryodo.kikakuc@pref.hokkaido.lg.jp
